

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（53）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2016年8月1日号収載）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（2015年11月に生じた安保法制反対運動について詳述します。その第二回です。）

### 一 戦争法廃止の動き(一)

① 11月17日、東京都有楽町駅前「総がかり行動実行委員会」が提起した戦争法廃止の2000万人統一署名に日本平和委員会が取り組み、14人が参加した。畑田重夫代表理事（国際政治学者）は、“人の命ほど重いものはない、平和委員会は戦争反対、憲法九条を守る立場で一貫している、主権者は私達国民だ、参議院選挙を見据えて2000万人署名にご協力ください”と訴えた（11月18日赤旗）。

② 11月13日から15日迄、東京都内で国際シンポジウム「グローバリゼーション下の労働基準の確保 多国籍企業に対する労働組合のたたかい」が開催された（開催者は全労連）。その最終日に、「今日的な国際連帯の意義と課題」についてセッションと討論が行われた。その中で、全労連国際局長布施恵輔氏は、“国内の運動課題がいかに世界と結びついているか、学習と世界にむけた情報発信の強化が必要だ、日本でも世界でも民主主義が攻撃され、労働者・国民の運動課題の中心課題になっている、グローバルな運動は欠かせない”と語った（同日赤旗）。

真の民主主義の実現には国際的連帯が欠かせないという運動法則を語ったのである。

③ 11月16日から20日迄、在日米軍横田基地で米軍によるパラシュート訓練が行われた。期間中の降下予定人員は延べ400人。16日には5人、17日は45人。

この降下訓練は、沖縄配備の海兵隊の偵察部隊や陸軍特殊作戦部隊グリーンベレー、空軍捜索救難員など危険な任務を背負う部隊が頻繁に行っている訓練である。11月16日、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」は防衛省北関東防衛局横田防衛事務所に対し、訓練の中止を米軍に要求した（11月18日、19日赤旗）。

④ 11月14、15日、東京都内で新日本婦人の会が戦争法廃止を求める2000万人署名運動を開始した。また静岡県伊豆支部、徳島本部、島根県大田支部、埼玉県本部、兵庫県明石支部で、戦争法廃止2000万人統一署名運動が行われた。また11月8日、東京渋谷で「安保法制に反対する原宿デモ」が行われた（11月19日赤旗）。

11月14日日本民主法律家協会は、マーシャル諸島政府の核兵器国提訴を考える意

見交換会を東京都内で開催した。マーシャル諸島共和国は、2014年、核保有国九ヶ国（米英仏中ロ）と核不拡散条約未加盟国（イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮）に対し、核軍備競争の早期停止と核軍縮の交渉を誠実に行う義務を怠っているとして、オランダの国際司法裁判所に提訴した（11月19日赤旗）。

⑤ 11月19日、「19日行動」が北海道から鹿児島まで、列島各地で行われた。この行動は、戦争法が強行成立した9月19日を忘れず国民運動で必ず廃止に追い込もうとするものであり、「総がかり行動実行委員会」の呼びかけによるものである。国会正門前には9000人が参加し、憲法破壊絶対反対、野党は共闘をとのコールが行われた。主催者あいさつをした長尾さん（憲法共同センター）は、戦争法廃止を求める署名について「待ちに待った署名です。世代、党派を超えて、職場地域で必ず2000万人集めきましょう」と述べた（11月20日赤旗）。

11月19日、民主、維新、社民、共産、生活の5党が国会内で意見交換会を行った。来年夏の参院選挙に向け、戦争法廃止の世論と運動を盛り上げ、与党を過半数割れに追い込むことが議論された。また各団体からは、“戦争法の成立への挫折感よりも運動の高揚への確信が広がっている”などの報告がなされた。2000万署名の推進、立憲デモクラシー連続講座開催、学者・学生・高校生・市民の共同集会開催、19日を忘れないイベントの開催などが提

起された。そして山下共産党書記局長は、「国民連合政府」について、“野党間で誠実に話し合いを続けている。大きな仕事で簡単ではないが、こういう懇談や世論と運動を大きく盛り上げていただきプッシュしてもらうことがハードルを乗り越える一番の力になる”と述べた（11月20日赤旗）。

たしかに連合政府構想は、戦前と戦後間もなくの人民戦線の系譜を引く優れた構想だと思う。しかし、その実現には各政党がエゴイズムを捨て、人民に奉仕するカルチャーが必要不可欠である。このことは人民戦線の教訓に学ぶべきである。そしてこのことについては、後に述べることにする。

⑥ 2015年10月1日、安倍首相の地元の山口市で『立憲を考える』山口県議会議員連盟（立憲議連）が設立された。立憲議連は、立憲主義について学び、深く考えたい、という民主・連合の会、社民・市民連合、共産、草の根(地域政党)の8人の県議が参加している。立憲議連会長の西嶋県議は、“まず野党が一枚になっていく、信頼関係を結んでいく、世論がそうだ、そうだとなってくれば、世の中も動かせる”と述べた。社民党県連代表佐々木県議は、“いま声をあげていくことが重要。そのためにも立憲議連が役割を果たしたい。小異を捨てて大同につくという姿勢が求められている”と述べた（11月20日赤旗）。

11月19日、「安保法制と安倍政権の暴走を許さない演劇人・舞台表現者の会」

は、戦争法反対のプラカードを掲げ、無言で立つサイレント・スタンディングを行った。この行動は、戦争法成立阻止を目指して9月16日以来行われており、国会で強行された19日を忘れないために毎月19日朝から取り組んでいるという。行動に参加した水内さん（日本新劇制作者協会会長）は、“演劇人にできることは基本的に芝居だが、無言で立つことは意外にアピールする力がある。許さない意思を表明するためにも行動を続けたい”と述べた。

また11月19日、「戦争する国づくりストップ・憲法を守り、いかす群馬県共同センター」は、「19日を忘れない！」月例昼デモを行い、80人が参加した。県平和委員会の小田会長は、米軍の『環境レビュー』で群馬上空がCV23 オスプレイの訓練飛行空域として明らかになったことに対し、“群馬での戦争の訓練を阻止しながら、大本にある戦争法を廃止するたたかいを広げよう”と語った（11月20日赤旗）。

11月19日、「戦争法廃止山形県民運動実行委員会」は、山形市内で昼休みパレードを行った。また11月7日「全国学者・研究者日本共産党後援会」は世話人会を開き、土井党学術・文化委員会責任者は、党の「戦争廃止の国民連合政府の提案」とその後の情勢、たたかいの課題を報告し、「新しい国民運動が生じ、共産党が連合政府を提案したのは、社会変革の時代の幕開けだ、統一戦線の萌芽が生まれ、政治学者として感無量」、と語った。

11月14日、明治、日本、専修、法政の4大学の「九条の会」や「安保法制に反対する教職員有志の会」は、安保法廃止を求める共同講演会を開き、230人が参加した。その中で明治大学の間宮教授は、憲法の権利の維持のためにたたかう必要があると述べた。

同様の動きは札幌、盛岡、東京都大田区、青森（11月20日赤旗）、札幌市、旭川市、仙台市、福島市など各地でも行われている。その中の仙台市の集会には80人が参加し、「立憲主義を取り戻す弁護士有志の会」の佐久間敬子弁護士は、安倍政権が踏みにじった基本的人権、国民主権、平和的生存権を取り戻すたたかいだ、と語った。

⑦ 一方、11月10日、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（共同代表櫻井よし子氏ら）が東京・武道館で「今こそ憲法改正を！1万人集会」を開いた。この集会に安倍首相は、自民党総裁としてメッセージを寄せた。その内容は、①21世紀にふさわしい憲法を追求する時期にきていること、②第一次安倍政権で国民投票法が制定され、第二次安倍内閣で投票年齢の18才への引き下げが実現したこと、③憲法改正の橋は整備されたこと、④憲法改正を共に着実に歩みを進めよう、というものである。

注目すべきは、その組織構成である。

この会は、2014年10月、日本会議、神道政治連盟、改憲派の個人で結成され、

「全国代表者会議」の下に、各都道府県の「県民の会」があり、運動体の形をとっていることである。「九条の会」(2004年結成開始)に対抗して作られたものであることに注意を払いたい(11月22日赤旗)。

⑧ 11月21日、東京都東大和市で「戦争法廃止!東大和市民集会」が開かれ、500人が参加した。濱田邦夫弁護士(元最高裁判事)は、“安倍政権がめざす未来は国家優先、社会秩序優先の、武力で世界の列強に対抗していくという戦前の暗黒の日本への回帰である”と批判した(11月22日赤旗)。

11月21日、京都市中京区で「憲法記念秋のつどい」が開かれた。京都憲法会議、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会の共催である。山室信一京都大学人文科学研究所教授は、“戦後70年の今年、歴史の転換点に立っていること、自由と民主主義の言葉は論壇では使われてきたが、2015年の夏を契機に一人ひとりが日常の生活で考えるようになったこと、その反面で憲法九条や憲法そのものが空文化しかねない曲り角に立っていること、新しい民主主義が始まったが、民主主義は永久運動であり、立ち止まれば、相対的に退くことになる、ここからが正念場であり、人が集い意見を交わすことが最初の一步であること”を述べた。

民主主義が永久運動だということは、これからの日本にとり大きな示唆を示す発言であると思う。

⑨ 11月21日、東京都福生市で在日米軍横田基地への米空軍特殊作戦機V22オスプレイの配備撤回と戦争法廃止を求める大集会が開かれ、5000人以上が参加した。主催者あいさつで東京地評の森田議長は、“横田のたたかいを多摩から23区、オール東京へ、沖縄、横須賀など各地のたたかいと連帯しオール日本に広げ、根本にある戦争法の息の根を止めよう”と訴えた。また小池共産党副委員長は、自衛隊が米軍とともに海外で戦争する拠点として横田基地が強化されている実態と、オスプレイ配備と自衛隊を米軍指揮下に組み込む日米統合司令部設置の動きを告発した(11月22日赤旗)。

11月21日日本民主青年同盟(民青)第39回大会が静岡市で行われた。田中悠委員長は、国民の力で現実の政治を変えていく激動の時代を切り開いていることを指摘し、国民・青年のたたかいで政権を変える具体的提起ができる状況をつくりだすことが出来たこと、民青の役割を発揮し、対話と共同を広げ、科学的社会主義と共産党綱領に学んで希望ある未来を語り、戦争法廃止の「統一署名」に取り組むことを呼びかけた(11月22日赤旗)。

11月22日、埼玉県八潮市の市民団体が戦争法廃止に向けて「スタンディング・アクション」を行い、約50人が通行人に戦争法廃止を求める統一署名を呼びかけた。

⑩ 11月22日、志位和夫共産党委員長は、東京大学の駒場祭で「民主主義の新時

代を拓くために-----『戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府』について」と題し講演した。

その中で志位氏は、“①日本は二つの深刻な危機に直面していること、自衛隊が戦後はじめて外国人を殺し、自衛隊から戦死者を出す危険が生まれていること、②権力が憲法を無視し暴走すれば独裁政治の始まり、今の日本は独裁政治を許すかどうかの瀬戸際にきていること、そのために戦争法を廃止し、立憲主義、民主主義を取り戻すたたかいを広げることだ”と述べた。

そして志位氏は、その後にテロとの闘い方について、“①国連安保理決議にもとづきテロ組織への資金提供の遮断、テロリストの武器入手の防止、テロリストの国際的移動の阻止、②貧困や政治的・宗教的差別をなくする努力をすること、③シリアとイラクの内線・混乱を解決し、平和と安定をはかるための政治的・外交的努力をはらうこと、④難民の人権を守り抜くための国際的支援を抜本的に強めること”を語り、

“何よりも大切なことは憎しみの連鎖を断ち切るための国際社会の一致結束した取り組みだ、”と述べた（11月28日赤旗）。

⑩ 11月23日、「県民のつどい」（福島九条の会主催）が郡山市で開かれ、県九条の会の吉原泰助代表は、“法に従わない政治は一刻も早くやめてもらわなければならない、戦争法廃止の2000万署名に全力をあげ、来年の参院選で与党を過半数割れに追い込もう”と述べた（11月24日赤旗）。

11月23日、戦争法廃止11・23兵庫県民集会在神戸市で開かれ、1500人が参加した。塚田哲之神戸学院大学教授は、“若い世代の怒り、全世代の怒りを戦争法廃止の一点に向け、取り組んでいくことが日本の民主主義、立憲主義、平和主義のため必要だ”と述べた（11月24日赤旗）。

11月20日、札幌市で「立憲デモクラシーの会」が地方講演会を行った。その中で山口二郎法政大学教授は、“戦争法のたたかいのなかで、これが民主政治だと思った、この経験を次にどうつなぐかだ、市民が野党共闘へ背中を押すことが必要だ”と語った（11月24日赤旗）。

11月24日、東京都内で「国民学校一年生の会」が記者会見を行い、声明を発表した。声明は、「戦争法は違憲・違法であり、オール日本の真に民主的政府を実現して、日本国憲法の五原則を誠実に履行させる」というものである。

「国民学校」は、1941年設立された学校であり、今の小学校を名称変更したものであるが、その実体は、「御国のために若き兵士」を要請することを任務とする学校であった。その体験を風化させじとして作られたのが「国民学校一年生の会」である（私もその一員である）（11月25日赤旗）。

1月24日、東京都内で全国革新懇が開かれ、戦争法廃止の2000万人署名を広げ、圧倒的世論を作りだすことが決定的に

重要だ、という意見が出された（11月25日赤旗）。

11月25日、北海道の矢臼別演習場で実施される米海兵隊による実弾射撃訓練に反対・抗議する全道集会が開かれ、全道から400人が参加した。道安保の石田代表は、主催者あいさつで、“今回の訓練は戦争法強行採決後、初の海兵隊移転訓練であり、日米軍事一体化が強化されることに警戒しなければならない”と述べた（11月25日赤旗）。

11月25日、新日本婦人の会が「秋の行動」の中央行動を東京都内で行った。笠井貴美代会長は、“戦争法律事務所強行のもとで、今ほど「くらし、福祉、教育の充実を」の願いが切実になっているときはない、軍事費に5兆円、教育費はOECDで最下位、保育料は値上げ、社会保障費は削減、安倍政権の掲げる「一億総活躍」「子育て支援」は看板倒れであり、戦争法廃止の2000万署名をはじめ運動が全国に広がっている……戦争する国づくりは許さない運動を大きく広げよう”と述べた（11月26日赤旗）。

11月25日、共産党川崎市議団は、市内の一部で行われている「自衛隊への体験入隊・職場体験学習」を実施しないことを求め、市教育長に申し入れた。

体験学習とは、中学2年時の「総合的な学習の時間」を利用して、自衛隊の基地・駐屯地・工科大学などで実施するものであ

り、市教委の調査で、2010年からの5年間で9校、のべ169人の生徒が参加した。

申し入れ書は、“①体験入隊に反対や懸念を感じる保護者への配慮が欠けていること、②安保法制によって自衛隊が殺し殺される軍隊となる危険性が格段に高まっていること、③労働権が保障されず、自殺率も高く、家族への遺書まで書かされ、危険性が高まった自衛隊を他の一般の企業や職業と同様に扱う事はできないこと、④体験学習の中止を要請する”というものである（11月26日赤旗）。

11月19日東京都多摩の自治体で戦争法廃止の市民運動が行われた。

おくたに浩一議員（民主党）（元自衛官）は、“国を守るのは自衛隊です。しかし、自衛隊は戦争の道具ではない。大切なのは安保法制廃止、立憲主義を守ること”、と述べた（11月27日赤旗）。

同様の戦争法反対運動は、山形市、北海道栗山町、岩手県盛岡市、札幌市、東京革新懇（11月28日赤旗）、高知憲法アクション、京都立命館大学（11月28日）、北海道岩見沢市、三重大学、青森市、岐阜県多治見、和歌山市、東京都江東区、長野県松本市、非核政府を求める会、川崎市登戸、群馬県桐生市、京都市北区、上京区で、うねりのように広がったのである（11月29日赤旗以降）。

⑫ 以上、2015年11月に生起した戦争法廃止の運動を主として赤旗に依拠して紹介的に述べてきた。

そこで、感想を、一、二述べることにする。

第一に、戦争法反対闘争は、人民の心の奥に潜んでいる平和、自由、平等、人権、幸福追求の運動であることである。

第二に、戦争法反対闘争は、人民の自発的運動であったことである。

第三に、反対運動に若い方、すなわち青年が自発的に参加し、大きな役割と老壮年に刺激を与えたことである。

第四に、反対闘争が思想、信条、宗教の違いをのり越えて闘われたことである。

第五に、反対闘争をした人々に挫折感がないことである。

第六に、戦争法反対闘争は、戦争法の実施過程に対し、強い抑制力、規制力を持つことである。

第七に、戦争反対闘争は、統一戦線的ないし人民戦線的な政府を誕生させる契機となるであろうことである。

(そこで次に 11 月に於ける沖縄の問題を取り上げる。)

### III 沖縄問題

#### (一) 11 月前半期の沖縄問題の推移

(1) 11 月 2 日、沖縄県は、名護市辺野古の埋め立て承認を翁長知事が取り消した効力を石井国土交通相が停止した決定を不服だとして、第三者機関「国地方係争処理委員会(2000年4月設置)に審査を申し出た。実はそれ以前に翁長知事が 10 月 13 日埋立承認を取り消しており、10 月 27 日に国交相は効力停止決定を行っていたのである。そこで 10 月 29 日防衛省は本体工事に着手した。これに対し、沖縄県は 11 月 2 日、効力停止処分に対し、国地方係争処理委員会に対し、不服審査を申し立てた(以上 11 月 3 日赤旗、河北新報)。

その 11 月 2 日、翁長知事は記者会見で次のように不服申立の理由を説明した(2015 年 11 月 3 日赤旗)。

その理由は、①判断権者たる国土交通相は公正・中立でないこと、②本来公有水面埋め立て承認は、私人ではない国が米軍基地建設を目的として行ったものであるにも拘らず、本件停止決定が沖縄防衛局長を私人と同様の立場にあると認めたのは明らかに誤りであること、である。

そこで沖縄県翁長知事は、国地方係争処理委員会に対して、中立、公正な審査を求めたのである。

② 11 月 4 日、那覇市議会は臨時議会を開いて「県民の圧倒的民意を踏みにじり、地方自治と民主主義を破壊する政府の強権的手法に抗議し、米軍新基地建設工事の即時中止を求める意見書」(宛先は安倍首相とオバマ大統領)を 33 対 4 で可決したのである。

意見書の主たる内容は、①安倍政権による強権的手法は法治国家として到底許されない暴挙で言語道断であること、②米海兵隊普天間基地の閉鎖、撤去、「県内移設」を断念すること、③オスプレイ配備撤回は保革を超えた県民の総意であり、『建白書』に応えるのが民主国家である日米両政府の責務であること、④民意を無視し不法・不当を重ねて新基地を強引に建設することは、県民を愚弄するものであり、「ウチナーンチュ（沖縄県民の誇り）」と尊厳をかけ…断じて屈することはないこと、である。

そして11月4日にも座り込み抗議活動が行われている（以上11月5日赤旗）。

③ 沖縄県民の声は、アメリカにも届いている。アメリカ紙ニューヨークタイム（電子版）は社説で、“沖縄の人たちが憤っている。その核心は日米両政府による権利の大侵害であり、平和、人権、民主主義を守るとの日米両政府の主張が試されている”と論評しているのである（11月6日赤旗）。

④ 11月6日、翁長知事は名護市辺野古の新基地建設に伴う公有水面埋立て承認取り消しを取り消せとする国の「是正勧告」を拒否するとの回答を石井国土交通相に送付した。国土交通相は、回答文が届いた週明けに「是正指示」を出し、数日以内に回答を求める考えだという。

しかし翁長知事は、同日の記者会見で、取り消しは適法であり、是正指示には従わ

ないとしており、加えて公開質問状を国土交通相に提出した。その要点は、①辺野古の埋め立て事業は「国家の事業」そのものなのに、沖縄防衛局がなぜ「私人」を名乗ったのか、②地方自治法では「代執行」手続きは「それ以外の方法で是正を図るのが困難な場合」に限られているが、同時に国交相が行政不服審査法に基づいて審査請求での解決を図ろうとしているのは矛盾していること、を説いたのである（11月7日赤旗）。

⑤ 11月8、9日、安保破棄中央実行委員会全国代表者会議が那覇市で開かれた。参加者は、沖縄の「辺野古・高江支援連帯活動」に取り組み、米軍基地ゲート前でテントを張って抗議行動している人たちとともに座り込みを行った。全医連の山本事務局長は、“この海を守ることは命を守ること。一緒にたたかっていききたい”と語った（11月10日赤旗）。

⑥ 11月10日、赤嶺衆議院議員（共産党）が、衆院予算委員会で辺野古新基地問題につき指摘したのは、①行政不服審査法制度を国が私人になりすまし、悪用していること、②国が辺野古埋立申請書で「我が国の安全保障の確保は“政府”が責任をもって取り組むと明記していること、公有水面埋立立法上、国は民間業者と異なりもともと埋立権を有するとしたことについて国が“私人”とする説明するのは通用しないこと、③安倍首相が行政不服審査法を使った理由について“普天間基地の危険除去のため一日も早い作業が必要”と述べ、さら

に“同制度の執行停止を利用して知事の承認取り消しの効力を無効にして工事を継続するためだ”と明言したのに対し、“国民の権利を守るための制度を、国家権力が基地を押し付けるために使うなど制度の趣旨を180度違えるものだ”と批判し、停止決定の撤回と工事の中止を要求したのである。

また赤嶺議員は、“基地建設の「代償」として地元へ直接「補助金を出すやり方」について「法治国家」に悖る行為であり、直ちにやめるべきだ、と糾弾したのである（11月11日赤旗）。

⑦ 11月11日、翁長知事は、国からの是正指示につき、“県の承認取り消しは適法でありかつ正当である”、として拒否する意向を表明した（11月12日赤旗）。

(2) ① 11月11日、辺野古の米軍新基地建設に反対する座り込みが500人以上の人々で行われた。この行動は、工事車両が入るゲート前で行われ、県議、市町村議も多数参加し、「基地を造らせない」「弾圧をはね返そう」とシュプレヒコールを行った（11月12日赤旗）。

## (二) 11月後半期の沖縄問題の推移

(1) 11月17日、安倍政府は、翁長知事の埋め立て承認取消し処分を取り消す代執行に向けた訴訟を福岡高等裁判所に提起した。

(2) 同月同日、これに反対する沖縄県民は、辺野古の大浦湾の海上と米軍キャン

② 11月14日、名護市辺野古の米軍キャンプ・シュワブゲート前の座り込みは「シールズ沖縄」によって行われた。また同月13日、シールズ関西も辺野古への米軍新基地建設に反対する街宣を行った（11月15日赤旗）。

(3) 以上11月前半の沖縄問題の推移を辿ってきた。そこで、沖縄県の主張の正当性について、述べておこう。

第一に、沖縄、特に辺野古基地は、アメリカ軍の軍事的拠点であり、辺野古の人々は、日常的に生命・身体の危険な状態に置かれていることである。第二に行政代執行制度とはもともと国によって権利を侵害された市民を守るための制度であることである。つまり承認取消の取消しについて、防衛や外交上の必要性を理由とすることは、行政代執行制度の趣旨（すなわち行政権の人権侵害から国民を守るという趣旨）に反することである。

このことを確認し、11月後半の沖縄問題の推移を述べることにする。

プ・シュワブのゲート前で抗議活動をしてきた。その最中の午前9時40分頃、国が提訴したとの報が入り、参加者は「沖縄は屈しない」と抗議の声をシュプレヒコールした。その中の一人祖堅さん（68歳）は、「基地や武器で平和が作れるの？…と

にかくあきらめません。民意の力で権力と闘っていきます」と語った（11月18日赤旗）。

（3）前述のように安倍政府は、石井啓一国土交通相の名に於いて、翁長知事を相手に代執行訴訟を提起した。

その訴状の要旨は次の通りである。

第一 請求の趣旨 被告（翁長知事のこと一筆者注）は平成27年（2015年）10月13日付の公有地水面埋立て承認処分の取消しを撤回せよ。

## 第二 法的な争点

- ① 不利益の比較 処分の取消によって生ずる不利益は、①普天間飛行場の周辺住民の生命・財産の危機除去ができなくなる。②約19年間にわたって日米両国が積み上げてきた努力が、我が国の一方的行為で無に帰し、両国の信頼関係に亀裂が入り崩壊しかねないことがもたらす日米間の外交上、政治上、経済上の計り知れぬ不利益。③普天間飛行場跡地による宜野湾市、沖縄県の経済発展の計画は白紙に戻され、沖縄県全体の負担軽減も実現されない。④辺野古埋立てのために当初契約金約900億円の契約を締結し、すでに473億円を支払っている、承認が取り消されれば、これらは全く無駄になり、国民はその負担を背負うことになる、⑤騒音被害や自然環境への配慮は十分なされており、その不利益は存在するが極めて小さい。
- ② 処分の取消によって生じる不利益 埋立て承認の取消と辺野古新基地維持を比

較すれば前者による不利益ははるかに上回る。

③ 知事の権限 法定受託事務として一定範囲の権限を与えられた知事が、米軍施設・区域の配置といった国の存立や安全保障に影響を及ぼし国の将来を決するような国政の重大事項について、その適否を審査・判断する権限はない。

（4）以上が安倍政府の訴状の概要である（11月18日赤旗）。

注目すべきは、第一に、この訴状の①不利益の比較の点である。要するに、両国の信頼関係にひびが入ることを沖縄県民の利益よりも不利益だとしていることである。この論理は、究極のところ“お国のために死ぬ”という論理であり、安倍首相の本音なのである。

第二に、国が行政不服審査法を濫用していることである、

本来、行政不服審査法は、第一条の目的規定で「行政の違法、不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で広く行政庁に対する不服申し立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運用を確保することを目的とする。」と定めており、国が国民の権利を侵害した場合、その権利侵害から国民を保護する制度である。そうだとすれば、そもそも国には国民を訴える権利はないのである。今回の

国土交通相の訴えは権利濫用というべきなのである。

第三に、今回の安倍政府の訴えは地方自治法に違反するものである。実は訴状には「県知事が国の存立や安全保障に影響を与える重大事項について、適否を判断する権限はない」という文言が入っている。

しかし、これは地方自治法の本旨に悖る訴状である。地方自治法の本旨とは、戦後の民主的平和憲法にとり入れられた法的概念であり、三権分立（立法・行政・司法の分立）と並び称される重要な概念である。

#### 翁長沖縄県知事の記者会見（要旨）

このたびの訴えの提起は、法律に基づくものであるとはいえ、沖縄県民にとっては「銃剣とブルドーザー」による強制接収を思い起こさせるものであります。辺野古の美しい海を埋め立て、新基地建設を強行しようとする政府の態度は、多くの県民には理解することすらできません。

一方で、県外では米軍基地や部隊の移設に対し、政府がたびたび断念していることを私たちは知っています。沖縄に対しては「安全保障は国の専権事項」と主張し、県外では「地方自治の尊重」をいう政府の態度は完全なダブルスタンダードであり、日本国憲法の理念にもとるものであります。

また米国においては、沖縄に集中する米軍基地はミサイル攻撃に対し脆弱であるとのリスクが指摘されており、政府の主張する「沖縄の地理的優位性」は逆に安全保障上の足かせになりつつあります。それにもかかわらず、「基地は沖縄に置き続ければよい」との固定観念で一方的に基地を押しつける政府の対応は、沖縄差別のあらわれであり、法治国家の法の下での平等の原則に反するものと言われても仕方ありません。

仲井真前知事が2期目の選挙において、「普天間飛行場の県外移設」を掲げ知事に就任したものの、その公約を破り、県内移設の道を拓く公有水面埋立承認を行ったことが現在に至る状況を招いたものと考えております。

（ 中略 ）

埋め立ての承認及び取消の審査権限は沖縄県知事にあります。政府から、私が適法に行った承認取消しを違法と決めつけられるいわれはありません。

従って地方分権の本旨とは、地方の住民は、自己の権利・利益を守るためには、国を訴える権利を持つのであり、その限りでは国と対等な立場に立つのである。

このような観点から見れば、今回の訴状は、沖縄県民を国家が「捨て石」扱いにするものであり、「地方自治の本旨」に悖るものである。

(5) 11月17日、翁長知事は、記者会見で次のように述べ、政府の主張は詭弁と断じたのである（11月18日赤旗引用。ただし要旨）。

総理も官房長官も 16 年前、当時の知事や名護市長が辺野古基地を受け入れたとおっしゃっています。しかし、当時は、代替施設を軍民共用空港とし、15 年の使用期限を付するなど厳しい条件を前提に、苦渋の決断の末、受け入れを認めたものです。その後、条件を盛り込んだ閣議決定が行われましたが、平成 18（2006）年に一方的に廃止されてしまいました。

すでに実態を失った 16 年前の条件付き受け入れ表明を、今になって引き合いに出し、沖縄側が辺野古移設を受け入れているとする政府の主張は事実無根であり、詳しい経緯を知らない国民・県民を欺くための詭弁と断ずる他ありません。

県としましては、今後、訴訟の場においてわれわれの考えが正当であることを主張・立証してまいります。裁判所には、憲法を法律に照らしたご判断を頂きたいと思っております。

（ 中略 ）

沖縄の将来にとって、自然豊かな辺野古の海を埋め立て、県民の手が届かない国有地に、耐用年数 200 年ともいわれる基地を移設することは、やはり何があっても容認することはできません。私は、今後とも辺野古に新基地を造らせないと公約の実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいります。

県民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

（6）11 月 28 日辺野古の米軍新基地建設に反対する抗議の座り込みが行われ約 1200 人が結集し、建設中止を訴えた。この座り込みは、開始から 500 日を迎えた（11 月 29 日赤旗）。

（7）11 月 19 日、安倍首相は、フィリピンのマニラでオバマ米国大統領と会談し、南シナ海問題（中国の人工島造成問題）で連携を強化する方針を確認するとともに、辺野古移設について、“米軍普天間飛行場移設問題は、名護市辺野古移転が唯一の解決策だ。確固たる決意で進める”と述べ、オバマ大統領は“感謝したい。米軍も（沖縄の）土地返還に取り組んでいく”と述べた（11 月 20 日河北新報）。

（8）11 月 18 日、「沖縄建白書を実現し未来を拓く島ぐるみ会議」の訪米団が、19 日から連邦議員や政治的影響力のある最大労組などに要請する予定で、首都ワシントンに入った。翌日、沖縄県議会野党 5 会派や選出野党国会議員、市民団体でつくる「止めよう辺野古新基地建設！実行委員会」は、在沖米国総領事館前で抗議集会を開き、約 500 人が参加した。そしてジョエル・エレンライク総領事が新基地建設に反対する県民の民意を「小さな問題」と発言したことに抗議し、「ノーベースヘノコ（辺野古に基地はいらない）」とシュプレヒコールし、抗議した。糸数慶子議員（無所属）は、“民意をふみにじる総領事の発

言は許せない。発言の撤回と謝罪を求め  
る”と発言した（11月20日赤旗）。また  
11月20日、「止めよう辺野古新基地建  
設！実行委員会」は、北中城（きたなかぐ  
すく）村の米軍キャンプ瑞慶覧（ずけら  
ん）の在沖米軍司令部のゲート前で抗議集  
会を開き、約500人が参加し、ゲート前を  
デモ行進した。そして“うまんちゅ会”の  
比嘉みずき県議は、“この島にはりめぐら  
されている米軍基地の金網よりも、私たち  
の連帯は強くやさしいものであることを示  
していこう”と呼びかけた（11月21日赤  
旗）。

（9） 11月20日までに、名護市辺野古  
の米軍新基地建設で重さ57トンの巨大な  
コンクリートブロック286個が投入される  
計画があることが判明した。この情報は、  
沖縄平和市民連絡会の北上田猥氏が入手し  
たもので、新基地工事に関する複数の「特  
記仕様書」に明記されていた。

（10） 11月19日「沖縄建白書を実現  
し未来を拓く島ぐるみ会議」の訪米団は、  
人権や差別問題に取り組むアメリカ市民団  
体の若者達と交流会を開き、新基地建設問  
題で苦しむ沖縄県民の状況を知った米市民  
側から共感と協力の意思が示された。そし  
て平良識子那覇市議（社会大衆党）から、  
“オール沖縄として訴えている自己決定権  
は辺野古に新基地をつくらせないこと”と  
述べた（11月21日赤旗）。

（11） 11月21日、へり基地反対協議会  
は、記者会見し、海上での辺野古新基地反

対の抗議行動に対する相次ぐ海上保安庁の  
暴力行為に抗議し、過剰警備の中止を求め  
た（11月22日赤旗）。

（12） 沖縄本島北西部の米軍伊江島補  
助飛行場（伊江村）で、米海軍特殊作戦機  
CV22オスプレイと、米海兵隊F35Bス  
テルス戦闘機の訓練などを行う訓練場を2  
倍以上拡張する計画を米軍が進める計画を  
赤旗が入手した内部資料「米軍沖縄伊江島  
LHC訓練場工事概要」で判明した。年内  
に業者と契約し、2016年3月に着工。  
2017年6月までに完成する計画である。  
資料によればCV22とF35を収容できる  
駐機場を拡張し、CV22は2019年以降、  
米軍横田基地は10機、F35Bは2017年  
に米海兵隊岩国基地に16機配備され、沖  
縄に飛来する計画である。

（13） この計画は、本土の基地と沖縄の  
基地との基地一体化であり、伊江島補助飛  
行場周辺の住民に深刻な基地被害が発生す  
るであろう。

（14） 11月22日、「沖縄『建白書』を  
実現し未来を拓く島ぐるみ会議」の訪米団  
が帰国した。訪米団長呉屋守将島ぐるみ会  
議共同代表は、“米国に伝わっている情報  
は、日本政府を通じての偏った情報という  
ことがよく分かった。最初は辺野古問題は  
日米間で合意されており、日本国内の問題  
だと反応していた上下両院議員や補佐官に  
「アメリカは民意を無視し、強引なやり方  
まで合意したのですか」と訊ねると、次第

に真剣に耳を傾けるようになった”と報告した（11月24日赤旗）。

（15）11月23日、新基地に反対する県民は、巨大コンクリートブロックを積んだクレーン付作業船が埋め立て予定地の大浦湾に搬入されたことに対し、船三隻、カヌー17隻を出して抗議した（11月24日赤旗）。

（16）11月23日「島ぐるみ浦添市民会議」は、名護市内で決起集会を開いた。集会は政府が辺野古埋め立て承認を取り消した知事の判断の効力を停止させ、代執行裁判で知事を訴えたことを批判し、「知事を支援しともに行動する」とする決議を採択した（11月25日赤旗）。

（17）沖縄県名護市に警視庁の機動隊100人以上が動員された。辺野古での新基地建設反対運動を取り締まるためだ。座り込み抗議をしているお年寄りを排除するなど、違法な行動を行ったのである（11月25日赤旗）。

（18）11月25日、安倍首相は、首相官邸で米海兵隊トップのネラー総司令官と会談した。その際、安倍首相は、辺野古の新基地建設について、「確固たる決意を進める」と述べ、協力を要請した。これに対しネラー氏は「米軍再編に深くコミットしている」と応じた（11月27日赤旗）。

日米軍事一体化の現状をよく物語っていると思う。

（19）11月27日、中谷防衛相は、記者会見で名護市周辺地区に補助金を直接交付する枠組みを創設したと発表した。

2015年度は最大で軽3900万円を交付する。そして来年度以降も継続する方針であり、名護市を通さず、移転反対派の稲嶺市長の頭越しに交付するという。

きわめて異例のやり方であり、その狙いは移設反対派をお金で釣って切り崩し、沈黙させることにあると思う。

稲嶺市長も記者団に対し、“地方自治がないがしろにする以外の何物でもない。市と住民の分断工作で、アメとムチの最たるものだ”と述べて批判し、直接交付の不当性を強調したのである（11月28日河北新報）。

（20）11月27日、沖縄県翁長知事は、辺野古の米軍新基地建設に関して国側が提訴した埋め立て承認取消しの代執行訴訟につき、国側の主張に反論する答弁書と準備書面を福岡高裁那覇支部に提出した。県側が提出した答弁書及び第一準備書面の要旨は次のようなものである（11月28日赤旗）。

第一に、答弁書は、国の訴えは「訴権の乱用」であり、国の請求は却下されるべきであること。

第二に、準備書面は、①埋立て承認取消しは適法であること。②仲井真前知事の辺野古の公有水面埋立出願承認は公有水面埋立法第一条第一項第一号及び同項第二号の要件を充足しておらず、瑕疵があること。

㊤行政行為に瑕疵がある場合には、正当な権限を有する行政庁は職権でこれを取り消すことができる。公有水面埋立法第四条は当該地方公共団体の公益を保護するため、都道府県知事に承認権限を付与している。

㊦現知事は、地方公共団体の公益保護のため、10月13日に、瑕疵ある埋立承認を是正するため、本件埋立承認を取り消した。

㊧代執行手続きは地方自治法245条の八第一項の要件を欠くこと（理由の部分は省略する一筆者注）。

㊨沖縄県内への新基地建設強行は憲法違反であること、㊩沖縄県の民意に反して辺野古新基地建設を強行するために公有水面埋立法を適用して辺野古の埋め立てを行うことは沖縄県の自治権を侵害し、憲法第92条（地方自治の本旨）に違背するものであり、代執行の根拠となる法定上の根拠を欠き、国内法の根拠なく新基地建設を進めることは憲法41条（国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である）に違反すること。

㊪基地形成過程からの新基地建設の不適正・不合理性、㊫沖縄における基地形成の経緯より、米軍基地、海兵隊基地及び海兵隊航空基地に関して日本本土との対比において沖縄の地理的必然性は認められないこと、㊬70年余にわたり基地負担が沖縄に集中固定化し、沖縄県民の意思にあがらって県内に新基地建設を強行することは不適正かつ不合理であること。

（21）以上が答弁書と第一準備書面の概要である。つまり沖縄県の主張は三本柱で組み立てられている。㊭翁長知事の埋立承

認取消しは適法であること、㊮国の代執行は地方自治法に定める要件を欠くこと、㊯沖縄県への新基地建設強行は憲法違反であること、である。

（22）右に紹介した二つの書面は、70年にわたる沖縄県民全ての志と心情を法的に構成したものである。この訴訟は、日米軍事同盟が益々強化されている日本の現状の帰趨を決するものとなるであろう。そしてこの訴訟に勝利することは、日米軍事同盟強化、日米軍事一体化、政・官・産・学複合体の肥大化を押し止めることになるであろう。

（23）11月29日、名護市辺野古米軍新基地建設に反対する集会在東京・日比谷野外音楽堂で開かれ、参加者は4500人。地元沖縄からも代表三人が参加した（主催は「止めよう！辺野古埋立て国会包囲実行委員会」）。沖縄のへり基地反対協議会の安次共同代表は、“民意を無視して、アメリカに従う政治はアベコベ政治だ”と批判し、大城共同代表は、“沖縄と同じように全国で労働組合と市民が一緒になって辺野古の基地を止め、安保法制阻止のための共同をつくっていききたい。安倍政権を打倒するため頑張りましょう”と語った。集会後、参加者はデモ行進した（11月30日赤旗）。

（24）以上が2015年11月末現在の沖縄の現状である。やや詳述したのは他でもない、沖縄問題とは日本全国の問題であり、日米軍事同盟強化の問題であり、政・

官・財・学複合体の巨大化の問題であるからである。